

熊本保健科学大学における 研究活動に係る不正行為防止に関する基本方針

平成28年3月23日

- 1 この基本方針は、熊本保健科学大学における公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程第4条第2項及び熊本保健科学大学における研究活動に係る不正行為に関するガイドラインに規定する方針として、研究倫理の向上及び研究不正の防止を図るために定めるものである。
- 2 本学は、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者等を設置して体制を整備し、各責任者は、この方針に従って研究不正の防止対策を実施しなければならない。
- 3 本学では、研究倫理の向上及び研究不正の防止について、以下に掲げる事項を実施するものとする。
 - (1) 研究不正を防止するための規定等の策定
 - (2) 研究不正に関する相談窓口及び通報窓口の設置とその運用
 - (3) 研究不正に関する調査及び不服申し立ての体制の整備
 - (4) 研究者等、事務職員等、外部取引業者を含む研究活動に関わるすべての者への周知活動
 - (5) 研究者等及び事務職員等の倫理向上に関する取組

以上